

# 令和7年度第1回八街市総合教育会議次第

日 時 令和7年10月8日(水)

午前10時00分

場 所 八街市役所特別会議室

1 開 会

2 市長挨拶

3 教育長挨拶

4 議 題

(1) 多様な子どものニーズへの対応について

①いじめ防止対策の推進について

②医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応について

(2) 体育館等空調設備設置について

5 そ の 他

6 閉 会

## （1）多様な子どものニーズへの対応について

### ①いじめ防止対策の推進について

#### 1. 背景

##### （1）「いじめ」とは

「いじめ」とは、児童等に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットによるものを含む。）であり、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものと定義されている。

##### （2）千葉県のいじめの現状と課題（資料①）

- ・県全体のいじめの認知件数は年々増加傾向している。
- ・いじめの態様については、小・中学校ともに「冷やかしやからかい、悪口」「軽くぶつかられる、叩かれる」「仲間はずれ、集団による無視」が多い中で「ひどくぶつかられる、叩かれる」や「金品を隠されたり、盗まれたりする」などの深刻な事案も見られる。

##### （3）いじめ重大事態について（資料②）

- 「いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）」
- 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」より
- ・重大事態が発生したことを市長に報告する義務。
- ・重大事態発生時、学校の設置者、または学校を主体とした、事実関係を明確にするための調査を行う義務。
- ・いじめを受けた児童生徒・保護者に対する、調査結果提供の義務。
- ・調査組織は、公平性・中立性を確保するため、法律、医療、心理、福祉等の専門家を加えた第三者組織の設置が望ましい。

#### 2. 八街市の現状

- ・いじめ防止対策として、「小中高生徒指導連絡協議会」「いじめ問題対策連絡協議会」の開催、「いじめ防止基本方針」策定・活用・ホームページへの掲載、「いじめ調査アンケート」「教育相談」の実施といった取組を行っている。
- ・令和4年度～6年度の間、八街市において重大事態は起きていないが、いじめの態様は多様化・複雑化していることから、重大事態に備えた体制を整備しておく必要がある。
- ・重大事態発生時には、まず教育委員会の職員等による調査を行うが、事案の特性、対象児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、第三者委員会による調査が必要となる場合もある。

#### 3. 今後の方向性

地方公共団体は、法第6条の規定により、いじめの防止等の対策について、「当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされ、同第14条第1項では、条例の定めるところにより、「いじめ問題対策連絡協議会を置くことができる」と規定されている。そこで、本市においても、いじめ重大事態調査を行う第三者委員会の設置などを規定する条例を制定し、適切な調査・報告ができる環境を整えることで、いじめ根絶を推進していく。

資料① 千葉県のいじめの現状と課題

令和5年度 公立小・中・高・特支のいじめの状況等(千葉県)

1 いじめの認知状況等

区 分	公立学校 総数	うち認知校数及び 割合(%)		認知件数	増減[%]	一校平均 件数	八街市 4 5 2 5 0 4 5 4 2 7 2 7 3 8 6
		認知校数	割合(%)				
小学校	令和3年度	755	731	96.8%	43,688	9,482【27.7%】	57.9
	令和4年度	751	737	98.1%	45,316	1,628【3.7%】	60.3
	令和5年度	748	738	98.7%	46,584	1,268【2.8%】	62.3
中学校	令和3年度	367	351	95.6%	6,681	1,537【29.9%】	18.2
	令和4年度	368	353	95.9%	6,489	△192【△2.9%】	17.6
	令和5年度	367	356	97.0%	6,857	368【5.7%】	18.7

2 いじめの態様

区 分	小学校	中学校	高等学校	特別支援 学校	計
冷やかしやからかい、悪口等	27,219	4,401	449	53	32,122
仲間はずれ、集団による無視	7,504	851	131	6	8,492
軽くぶつかられる、叩かれる等	13,239	983	66	51	14,339
ひどくぶつかられる、叩かれる等	3,677	385	32	1	4,095
金品をたかられる	713	72	18	1	804
金品を隠されたり、盗まれたりする等	3,406	355	53	4	3,818
嫌なことや恥ずかしいことをされる等	7,258	805	121	35	8,219
パソコンや携帯電話等でのひぼう中傷	787	568	122	5	1,482
その他	9	0	8	10	27
計	63,812	8,420	1,000	166	73,398

(注)複数選択を可としている。

(令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

## 資料② いじめ重大事態について

### 「いじめ重大事態」の定義

第1号事案 いじめによって、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた

第2号事案 いじめによって、児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている

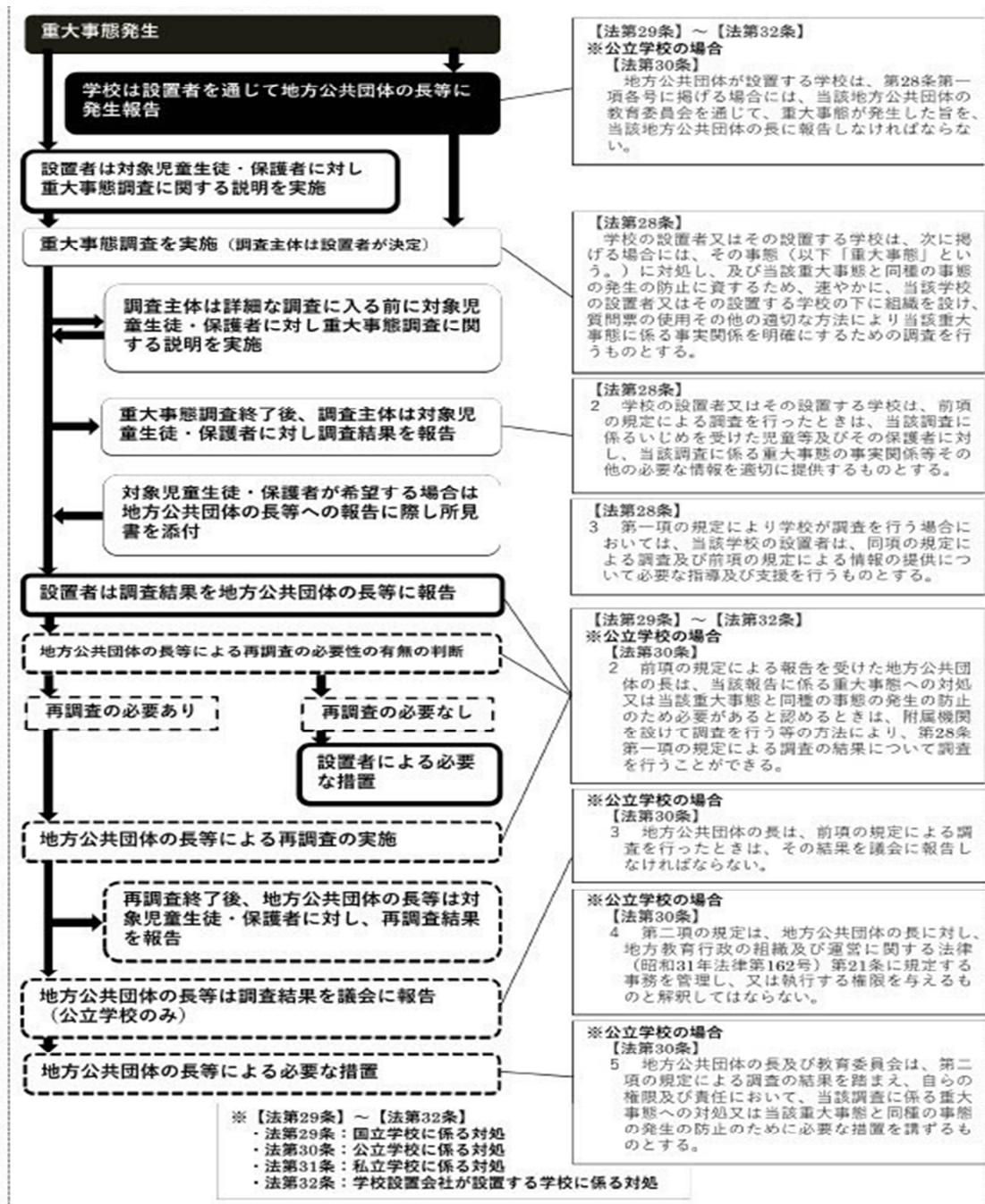
### 1 千葉県いじめ重大事態件数

年 度	第1号(件)	第2号(件)	合 計(件)	増 減(件)	八街市
<b>4年度</b>	<b>42</b>	<b>36</b>	<b>63</b>	<b>33</b>	0
<b>5年度</b>	<b>67</b>	<b>60</b>	<b>102</b>	<b>39</b>	0

(1件の「重大事態」が、第1号及び第2号の両方に該当する場合は、それぞれの項目に計上されている。)

(令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査より)

### 2 一般的な重大事態調査の流れ



■ 学校 ■ 設置者 ■ 調査主体 ■ 地方公共団体の長等

(いじめの重大事態の調査に関するガイドラインより)

## (1) 多様な子どものニーズへの対応について

### ②医療的ケアを必要とする児童生徒への適切な対応について

#### 1. 背景

##### (1) 医療的ケアとは

- ・日常生活で医療機器やケアを必要とする人が、自宅等で家族等が行う医療的な生活援助行為を指す。
- ・代表的な例として、たんの吸引、経管栄養、気管切開部の衛生管理などが挙げられる。

##### (2) 医療的ケアに関する現状と課題

- ・新生児医療の進展により超未熟児や先天的な疾病をもつ子どもたちが救われるケースが増加している。
- ・医療的ケアによって、通学することができる児童生徒も増加している。
- ・医療的ケアを必要としている児童生徒は、平成17年時点で全国約1万人だったが、令和4年時点で、約2万人にまで増加している。※ 資料1

##### (3) 医療的ケア児支援法について (R3.9月に施行) ※ 資料2

- ・「医療的ケア児支援法」は、日常生活を過ごす上で医療的ケアを必要とする子どもとその家族を、社会で支援するための法律である。
- ・第五条で地方公共団体に、第七条で学校の設置者に適切な支援の責務があるとしている。よって、医療的ケアを必要とする児童生徒の保護者が、特別支援学校ではなく小中学校の入学を希望している場合、当該校は医療的ケアを必要とする児童生徒に合わせて、環境や体制を整える必要がある。

#### 2. 八街市の現状

##### (1) 市内児童生徒の状況

- ・小学校には、インスリン注射、導尿、グリセリン浣腸の医療的ケアが必要な児童が4名いる。うち3名は、児童が自己処置しており、残り1名は保護者が学校にきて処置している。
- ・中学校には、インスリン注射、導尿の医療的ケアが必要な生徒が4名いる。4名とも、自己処置できる。

##### (2) 未就学児の状況

- ・令和8年4月小学校入学予定者のうち、酸素吸入、胃ろう、経管栄養、導尿の医療的ケアが必要な幼児は4名いる。うち3名は、県立特別支援学校を希望しているが、残りの1名は市内の小学校の入学を希望している。
- ・令和9年4月以降に小学校入学予定で医療的ケアを必要としている市内在住の幼児は7名いる。

#### 3. 今後の方向性

##### (1) 医療的ケアの実施に関するガイドラインの策定

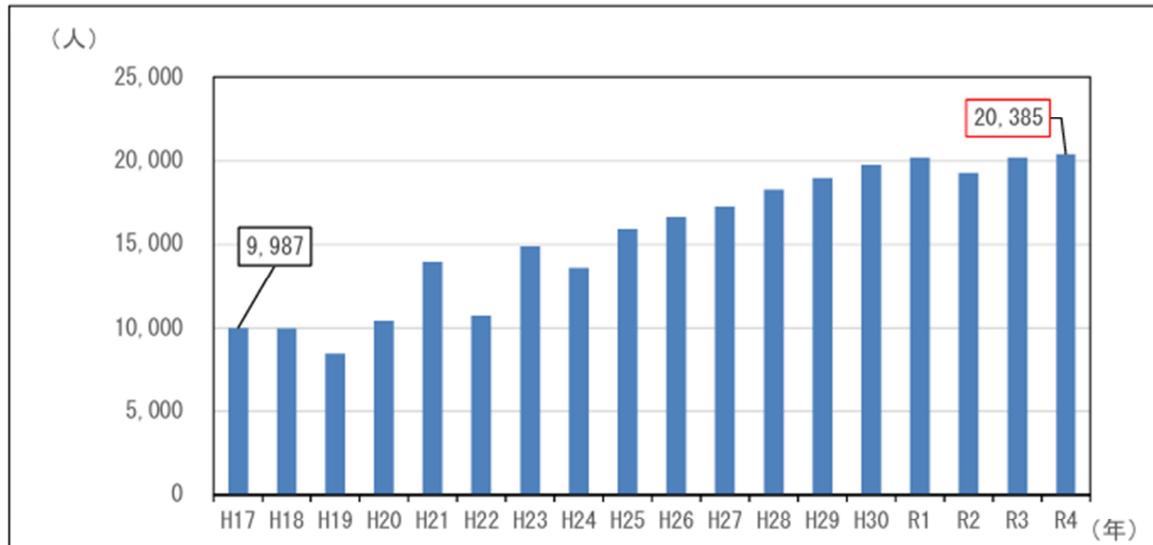
- ・市内小中学校に在籍する児童生徒を対象として行う医療的ケアの総合的な基準を示す。
- ・学校での医療的ケア実施までの手続きの流れや関係者の役割、関係会議の概要、配慮事項、適切な校内体制等について記載する。

##### (2) 医療的ケアの実施に必要な人材の配置

- ・医療的ケアの手技を行える看護師や准看護師の免許を持つ「メディカルサポート一」を、医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する小中学校に配置する。
- ・教育委員会及び小中学校に対して医療的ケアを専門的な立場から助言する医療的ケア指導医を委嘱する。

## 資料 1

図 1-① 在宅の医療的ケア児の推計値 (0~19 歳)



(注) 厚生労働科学研究費補助金障害者政策総合研究事業「医療的ケア児に対する実態調査と医療・福祉・保健・教育等の連携に関する研究（田村班）」及び当該研究事業関係者の協力のもと、社会医療診療行為別統計（各年 6 月審査分）によりこども家庭庁支援局障害児支援課で作成した資料に基づき、当省において作成した。

## 資料 2

### 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の全体像

◎医療的ケア児とは  
日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為）を受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む。）

#### 立法の目的

- 医療技術の進歩に伴い医療的ケア児が増加
- 医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようになることが重要な課題となっている
- ⇒医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資する
- ⇒安心して子どもを生み、育てることができ社会の実現に寄与する

#### 基本理念

- 1 医療的ケア児の日常生活・社会生活を社会全体で支援
- 2 個々の医療的ケア児の状況に応じ、切れ目なく行われる支援  
→医療的ケア児が医療的ケア児でない児童等と共に教育を受けられるよう最大限に配慮しつつ適切に行われる教育に係る支援等
- 3 医療的ケア児でなくなった後にも配慮した支援
- 4 医療的ケア児と保護者の意思を最大限に尊重した施策
- 5 居住地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられる施策

#### 国・地方公共団体の責務

#### 保育所の設置者、学校の設置者等の責務

#### 国・地方公共団体による措置

- 医療的ケア児が在籍する保育所、学校等に対する支援
- 医療的ケア児及び家族の日常生活における支援
- 相談体制の整備 ○情報の共有の促進 ○広報啓発
- 支援を行う人材の確保 ○研究開発等の推進

#### 保育所の設置者、学校の設置者等による措置

- 保育所における医療的ケアその他の支援  
→看護師等又は喀痰吸引等が可能な保育士の配置
- 学校における医療的ケアその他の支援  
→看護師等の配置

#### 医療的ケア児支援センター（都道府県知事が社会福祉法人等を指定又は自ら行う）

- 医療的ケア児及びその家族の相談に応じ、又は情報の提供若しくは助言その他の支援を行う
- 医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関等への情報の提供及び研修を行う 等

施行期日：公布の日から起算して3月を経過した日（令和3年9月18日）

検討条項：法施行後3年を目途としてこの法律の実施状況等を勘案した検討

医療的ケア児の実態把握のための具体的な方策／災害時における医療的ケア児に対する支援の在り方についての検討

### 資料3

#### 医療的ケア児等支援センター地域巡回支援「ぽらりすキャラバン隊」について

目的

- ・医療的ケア児者や重症心身障害児者等が千葉県のどこで暮らしていても安心して暮らすことができるよう、社会資源の偏り等により支援体制が脆弱な地域等への後方支援として、ぽらりすが多職種で地域に出向き、相談支援・直接支援・技術支援・地域支援を実施する。
- ・地域の医療的ケア児等コーディネーターが企画から積極的に関わり、地域におけるコーディネーターとしての役割を実践する機会とする。

対象

圏域または市町村（医療的ケア児等コーディネーター）より、依頼のある地域  
※事業所、家族会等からも、市町村と共同依頼

実施日

水曜日 月1回～2回 年12回程度（令和6年度予定）  
※1地域 年2回まで

場所

市町村の庁舎の会議室やホール、相談室、児童発達支援センターのスペース等

費用

無料

内容

要望に応じて下記支援を組み合わせパッケージ化して提供

	内容	ぽらりす担当	対象	内容
1	個別相談	医ケアコーディネーター	本人・家族	生活・就園・就学・卒後等
2	直接支援	PT・看護師・保育士等	本人・家族 ※グループも可能	医療相談 看護技術（吸引・注入・接触等）
3	技術支援	医師・PT・看護師・保育士等	支援者 ※グループも可能	理学療法（姿勢・排痰・移乗等） 療育（遊び・発達支援）
4	地域支援	医ケアコーディネーター	行政・支援者	協議の場・コーディネーター配置 地域の体制づくり・災害対策等
5	交流会 サロン	医ケアコーディネーター 保育士等	本人・家族・支援者	仲間づくり・療育活動 意見交換
6	研修会	テーマにより必要な職種	行政・支援者・家族	

方法

別紙「企画書」にて必要事項記載しメールにて申請をお願いします。

## (2) 体育館等空調設備設置について

### 1. 背景

小中学校の体育館はこどもたちの学習・生活の場であるとともに避難所としての機能を併せ持つ施設で、近年では、猛暑日が続き体育館で実施される授業や部活動、集会や行事の際に、暑さを理由に体調不良を訴える児童生徒が増えています。各小中学校に冷風機はありますが、それだけでは暑さはしのげず、体育館での1学期終業式、2学期始業式、全校集会などの活動を見送ることがあります。

猛暑の時期に避難所となった際は、熱中症等の重大な健康への影響も懸念されます。

のことから体育館での授業や部活動等の活動を行うため、避難所として猛暑の中でも避難することができるよう空調設備を設置する必要があります。

### 2. 体育館空調設備設置状況

市町名	学校体育館 空調設置率	公立体育館 空調設置有無
八街市	0. 0 %	×
成田市	59. 4 %	○
佐倉市	0. 0 %	○
四街道市	0. 0 %	○
印西市	0. 0 %	○
白井市	0. 0 %	—
富里市	84. 6 %	○
酒々井町	0. 0 %	—
栄町	0. 0 %	—
印旛郡市 平均	16. 4 %	

印旛郡市における公立体育館空調設備の設置状況は6市中5市で設置済みとなっています。学校体育館へ空調設備を設置している小

中学校は16. 4 %の学校で設置されています。令和7年5月1日現在の文部科学省の調査では、千葉県全体で27. 3 %、全国で22. 7 %の設置率となっています。

※詳細は資料1を参照

### 3. 国の動向

国においては、令和17年度までに体育館空調設備設置率95 %とする目標を掲げ、令和6年12月には新たに空調設備整備臨時特例交付金（以下、特例交付金）を創設されました。この特例交付金は、令和15年度までではあるものの、小中学校体育館、武道場（避難所に指定されているもの）を対象に冷暖房設備工事及び断熱確保工事の対象工事費の1/2が交付対象となります。また、残りの1/2については地方債の対象となります。

※詳細は資料2を参照

### 4. 設置方針

各小中学校からの要望や国の後押し等を考慮すると、令和15年度までに小中学校体育館、武道場への空調設備を設置することが最も合理的であると考えています。

市の財政負担や業務量が一時期に集中することがないよう体育館等への空調設備設置計画を策定する必要があります。

体育館の中でスポーツプラザ体育館は、一般の方の利用が多く、地震災害時の避難所として、早期に開設されるものです。

従って、スポーツプラザ体育館、公立学校体育館武道場を順次設置していく計画で進めたいと考えています。

※詳細は資料3を参照

## 報道発表



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,  
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

令和 7 年 6 月 23 日

## 公立学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置状況調査を実施

文部科学省では、公立学校の体育館等における空調（冷房）設備の設置状況について、このたび、令和 7 年 5 月時点の状況を取りまとめましたので公表します。

## 1. 調査内容

## 1) 調査対象 :

全国の小学校（義務教育学校の前期課程を含む）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程を含む）、特別支援学校

## 2) 調査項目 :

小学校、特別支援学校においては「体育館」、中学校においては「体育館・武道場」の空調（冷房）設備の設置状況。

## 3) 調査時点 : 令和 7 年 5 月 1 日現在

## 2. 調査結果の概要

公立小中学校の体育館等の空調（冷房）設備設置率は、22.7%（前回（※）18.9%、3.8%増）という結果となりました。また、避難所指定校における空調（冷房）設備設置率は、23.7%となりました。

※前回調査：令和 6 年 9 月 1 日時点

## 3. 今後の対応

児童生徒や教職員の安全・安心の確保のための取組や整備が計画的に進むよう、避難所となる体育館等の空調設備の設置について、「空調設備整備臨時特例交付金」を活用するための必要な経費の確保に努めるとともに、各地方公共団体からの相談に応じて技術的な支援などを行ってまいります。

＜担当＞大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課

課長補佐 藤井 淳志

調査係長 広瀬 裕三郎

電話：03-5253-4111（代表）内線 2051

# 公立学校の体育館等の空調（冷房）設備設置状況について

## 【空調（冷房）設備※1の設置状況】 令和7年5月1日現在

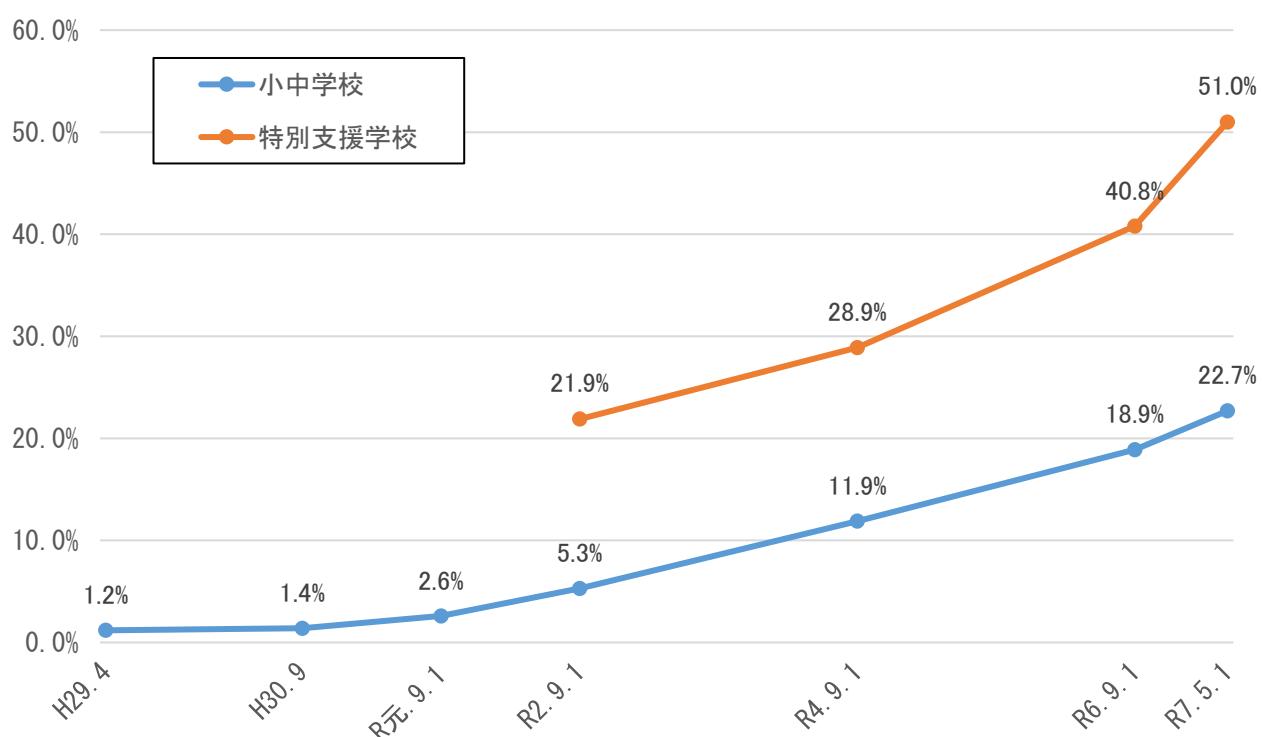
学校種	種類	棟数	うち 避難所 指定校分	設置数 (棟数)	うち 避難所 指定校分	設置率	うち 避難所 指定校分	前回R6 設置率 [上昇率]	
小中学校	体育館 及び 武道場	31,830	29,678	7,236	7,044	22.7%	23.7%	18.9% [+3.8%]	
	小学校 ※2	体育館	17,882	17,220	3,934	3,876	22.0%	22.5%	18.0% [+4.0%]
	中学校 ※2	体育館 及び 武道場	13,948	12,458	3,302	3,168	23.7%	25.4%	20.0% [+3.7%]
特別支援学校	体育館	1,029	579	525	307	51.0%	53.0%	40.8% [+10.2%]	

※1 冷房機能を有した設備(スポットクーラーを含む)

※2 小学校には義務教育学校の前期課程を含む。

中学校には義務教育学校の後期課程・中等教育学校の前期課程を含む。

## 公立学校の体育館等の空調（冷房）設備設置状況の推移



## 体育館等空調設備設置状況（都道府県別）

小中学校

令和7年5月1日現在

都道府県名	体育館 及び 武道場数 (棟数)	うち避難所 指定校分 (棟数)	空調設備 設置数 (棟数)	うち避難所 指定校分 (棟数)	空調設備 設置率	うち避難所 指定校分
北海道	1,582	1,507	59	58	3.7%	3.8%
青森県	439	430	18	16	4.1%	3.7%
岩手県	471	425	4	4	0.8%	0.9%
宮城県	639	549	40	39	6.3%	7.1%
秋田県	325	301	8	8	2.5%	2.7%
山形県	378	362	164	156	43.4%	43.1%
福島県	599	515	26	17	4.3%	3.3%
茨城県	831	776	176	160	21.2%	20.6%
栃木県	591	546	165	165	27.9%	30.2%
群馬県	564	554	129	128	22.9%	23.1%
埼玉県	1,472	1,430	440	444	29.9%	31.0%
千葉県	1,364	1,321	372	371	27.3%	28.1%
東京都	2,111	2,104	1,953	1,948	92.5%	92.6%
神奈川県	1,518	1,409	222	216	14.6%	15.3%
新潟県	779	734	34	33	4.4%	4.5%
富山県	315	314	12	12	3.8%	3.8%
石川県	373	346	38	38	10.2%	11.0%
福井県	274	246	7	6	2.6%	2.4%
山梨県	265	259	38	36	14.3%	13.9%
長野県	665	609	29	18	4.4%	3.0%
岐阜県	608	571	151	150	24.8%	26.3%
静岡県	855	806	187	184	21.9%	22.8%
愛知県	1,724	1,616	527	499	30.6%	30.9%
三重県	537	508	76	69	14.2%	13.6%
滋賀県	387	379	50	50	12.9%	13.2%
京都府	585	573	76	70	13.0%	12.2%
大阪府	1,603	1,563	788	779	49.2%	49.8%
兵庫県	1,275	1,220	539	535	42.3%	43.9%
奈良県	345	328	97	92	28.1%	28.0%
和歌山県	331	313	77	75	23.3%	24.0%
鳥取県	201	136	10	8	5.0%	5.9%
島根県	300	292	36	36	12.0%	12.3%
岡山県	608	594	40	40	6.6%	6.7%
広島県	737	695	82	79	11.1%	11.4%
山口県	420	381	41	38	9.8%	10.0%
徳島県	272	257	30	30	11.0%	11.7%
香川県	251	247	42	42	16.7%	17.0%
愛媛県	445	442	97	96	21.8%	21.7%
高知県	264	243	33	27	12.5%	11.1%
福岡県	1,274	1,153	132	123	10.4%	10.7%
佐賀県	255	223	2	1	0.8%	0.4%
長崎県	491	413	6	6	1.2%	1.5%
熊本県	566	505	76	65	13.4%	12.9%
大分県	407	308	29	29	7.1%	9.4%
宮崎県	364	268	54	29	14.8%	10.8%
鹿児島県	745	544	15	13	2.0%	2.4%
沖縄県	425	363	9	6	2.1%	1.7%
全国	31,830	29,678	7,236	7,044	22.7%	23.7%

\* 義務教育学校及び中等教育学校の前期課程を含む。

\* 設置率については四捨五入の関係で100%と表示されている場合がある。

\* 統廃合や改築を予定していて空調設備の新設予定のない場合や、休校中の学校の体育館等は、調査対象に含めていない。

\* 義務教育学校等、小学校・中学校で体育館を共有している場合は、棟数の重複がないよう計上している。

空調設備整備事業  
(空調設備整備臨時特例交付金)

1. 趣旨

子供たちの学習・生活の場であるとともに、災害時には避難所として活用される学校施設の避難所機能を強化し、耐災害性の向上を図る観点から、避難所となる全国の学校体育館等への空調整備を加速する。

2. 算定割合

1／2

対象工事費 下限額 400万円 上限額 7,000万円

3. 対象校

公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校

4. 工事内容

- ・冷暖房設備の設置工事（工事を伴う新設）
- ・冷暖房設備の設置と併せて実施する断熱性確保のための工事  
※冷暖房設備の設置工事を本臨時特例交付金で実施する場合、設置工事と別の年度に実施する断熱性確保のための工事も対象とする。
- ・上記の関連工事  
※ただし、資産が形成されないリース契約による空調設置は対象外。  
※関連工事の例は以下のとおり。
  - ・配管の新設・撤去・再配置・更新工事
  - ・キュービクルの設置・更新など電源確保のための工事
  - ・床下、壁、屋根等の断熱・遮熱化工事に伴う内外装の撤去・再設置・更新工事
  - ・建具の改修工事 等

5. 補助要件

- ・避難所に指定されている学校であること。

- ・断熱性が確保されること。

※対象施設において断熱性が確保されていない場合、断熱性確保のための工事を空調設置工事と併せて実施するもの及び別の年度（令和 15 年度まで）に実施するものを含む。

6. 補助期限

令和 15 年度まで

## 体育館等空調設備設置プラン

年度	設計箇所	設置箇所	概算事業費
R8年度	スポーツプラザ体育館		15,000千円
R9年度	中学校体育館 4 校	スポーツプラザ体育館	258,400千円
R10年度	小学校 I 期 4 校	中学校体育館 4 校	373,000千円
R11年度	中学校武道場 I 期 2 校、 小学校 II 期 2 校	小学校 I 期 4 校	304,500千円
R12年度	中学校武道場 II 期 1 校、 小学校 III 期 3 校	中学校武道場 I 期 2 校、 小学校 II 期 2 校	246,500千円
R13年度		中学校武道場 II 期 1 校、 小学校 III 期 3 校	198,000千円
小計			1,395,400千円
R16年度		中学校教室更新 4 校	523,000千円
R17年度		小学校教室更新 9 校	515,000千円
小計			1,038,000千円
合計			2,433,400千円